

宝塚市階数表示変更に伴う案内表示等改修整備業務委託 仕様書(案)

1 契約名

宝塚市階数表示変更に伴う案内表示等改修整備業務委託

2 目的

宝塚市役所本庁舎の階数表示について、令和5年2月13日(月)(予定)より、現行の「G階から4階」を「1階から5階」に変更するため、本庁舎内の床面及び壁面の階数表示(以下「階数表示」という)及び庁内平面図案内板、市庁舎各階案内を改修する。

また、この改修に合わせて、その他案内表示等を、分かりやすく利用しやすいものに変更し、来庁者の利便性及び職員の来庁者案内のしやすさを向上させることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和5年(2023年)3月31日まで

4 履行場所

宝塚市本庁舎 G階から4階(議会傍聴席) 宝塚市東洋町1番1号

5 受託者の義務

受託者は、本受託業務にかかる業務責任者を1名指定し、宝塚市総務部管財課(以下「本市」という)との連絡調整等受託業務全般の管理を行うこと。

受託者は、選定結果通知受領後、速やかに企画提案内容をもとに実施案を策定し、本市と協議の上、確定した内容を実施すること。

なお、実施案の策定は本市と打ち合わせの上策定するなどし、現場の意見を反映したうえで作成すること。

受託者は作業を円滑に進めるために、本市と密に連絡をとり、その連絡事項を記録し、協議の際、相互に確認すること。また、受託者は本市から業務の進捗状況について報告を求められた際は、本市の指示に従い口頭又は文書にて速やかに報告すること。

6 業務内容

(1) 既存の階数表示等の更新

(ア) 壁面階数表示(20 か所)

壁面階数表示は、本庁舎内 5 か所の階段室各階出口の一つずつ設置されている。



- a) 壁面階数表示を、新しく更新する階数に更新すること。
- b) 壁面階数表示の数字は、算用数字を用いること。
- c) 壁面階数表示の大きさは、概ねw200mm×h200mm 程度とすること。

(イ) 床面の階数表示(31カ所)の更新

床面階数表示は、各階階段室内、エレベーター乗降口前、建物出入口(G階及び1階の一部を除く)に設置されている。



- a) 床面階数表示の数字は、算用数字とすること
- b) 床面階数表示はピータイルに直接印字されているため、ピータイルを交換すること。
- c) 床面階数表示はピータイルに直接印字するなど、人がつまずいたり劣化により剥がれたりしない仕様とすること。
- d) 受託者にてピータイルを調達し、交換すること。
- e) ピータイルの仕様は下記のとおりとする。

品名 マチコV

品番 MV38

全厚 2mm

寸法 303mm×303mm(面取無)

- f) 壁面階数表示の大きさは、概ねw300mm×h600mm 程度とすること。

(ウ) 庁内平面案内図の新規設置(1カ所)・更新(19カ所:内、16カ所シート更新(1カ所移設)、2カ所電光表示板更新)



- a) 現在設置している庁内案内図 18カ所のうち、別紙 10 本庁舎平面図(庁内平面案内図)に記載の箇所について庁舎案内図を更新すること。うち、1階子育て支援課付近、2階市民相談課付近の庁舎案内図については、電光表示庁舎案内板となっているので、その案内表示部分を更新すること。
- b) 別紙 10 本庁舎平面図(庁内平面案内図)のうち、2階観光企画課付近の庁舎案内図を新設すること
- c) 別紙 10 本庁舎平面図(庁内平面案内図)のうち、4階議会第一会議室付近の庁舎

案内図について、別紙 10 本庁舎平面図(庁内平面案内図)のとおり設置場所を移設すること。

- d) 別紙 10 本庁舎平面図(庁内平面案内図)のうち、2 階市税収納課付近の庁舎案内図を新規に設置すること。ただし、設置場所壁面はパーティションのため、フレームは設置せず、マグネットシート等簡易の貼り付け方法によるものとする。
- e) 庁舎案内図は、設置する位置の現在地を表示すること。
- f) 庁舎案内図には、設置する階の平面図(他の階の平面図は不要)及び市役所本庁舎全体の各階部署名を表示すること。
- g) 庁舎案内図は、エリアごとに市が指定する色に色分けすること。
- h) 庁舎案内図は、見る人の方向と建物の形状が一致するよう、設置場所ごとに平面図の向きを変更すること。
- i) 庁舎案内図は、概ね 1200mm×900mm 程度とし、既設フレームを流用することは可とする。
- j) 部署名等に関する情報は、委託者が受託者に提供するものとする。

(エ)市庁舎各階案内の新設(12 ヲ所)・更新(7 ヲ所)・撤去(1 ヲ所)



- a) 別紙 11 本庁舎平面図(各階案内)に記載する位置の壁面に、市庁舎各階案内を新規に設置する。(12 ヲ所)
- b) 別紙 11 本庁舎平面図(各階案内)に記載する位置の壁面に掲示している市庁舎各階案内(3 ヲ所)、及び本庁舎エレベーター(4 ヲ所)内に設置している市庁舎各階案内を更新する。(7 ヲ所)
- c) 別紙 11 本庁舎平面図(各階案内)に記載する位置の壁面に掲示している市庁舎各階案内を撤去する。(1 ヲ所)
- d) 市庁舎各階案内は、概ねw550mm×h800mm 以内とし、既設フレームを流用することは可とする。(エレベーター出入口外側に既設の市庁舎各階案内にはフレームを設置していない。現状どおり、エレベーター内の市庁舎各階案内はフレーム入りとし、それ以外の市庁舎各階案内についてはフレーム不要とする。)
- e) 市庁舎各階案内に記載する情報は、委託者が受託者に提供するものとする。

(オ) 庁舎出入口ドアへの階数表示の貼り付け(9ヵ所)写真張り付け

- a) 別紙 12 本庁舎平面図(出入口階数表示)に記載する市役所出入口の自動ドア及び手動観音開きドアのガラス面に、そのドアを使って庁舎に入る人が階数を知ることができるように、階数表示を張り付けること。
- b) 出入口ドアの階数表示は、算用数字とすること。
- c) 表示物の大きさは、委託者と協議の上決定すること。
- d) 表示物は屋外への設置となるため、対候性のあるものとする。

(2) 不要物品等の処分

上記(1)の作業により生じた不要物品等について、受託者が処分を行うこと。施工時には必要に応じて剥離清掃を行うなど、庁舎の美観を損なわないようにすること。

(3) 施工の総括管理業務

上記(1)及び(2)の業務実施に係る全工程、各関係事業者間及び本市との連絡調整等の総括管理を行うこと。

7 業務計画

レイアウト変更に合わせて委託者と調整の上、最終決定とするが、作業は概ね次のとおり。業務への影響や来庁者の安全確保のため、原則閉庁日での作業とする。

作業内容	時期	備考
(ア) 既存の階数表示等の更新	R5.1.21~2.12	※
(イ) 床面の階数表示の更新	R5.1.21~2.12	※
(ウ) 庁内平面案内図の更新	R5.1.21~2.12	※
(エ) 庁舎出入口ドアへの階数表示の貼り付け	R5.2.11~2.12	
(オ) 市庁舎各階案内の更新	R5.1.21~2.12	※

※R5年2月11日より前に新しい案内表示等を設置する場合は、2月10日までの間、仮設案内図等を設置し、2月11日~12日にかけて仮設案内図を取り除くなど、来庁者や市職員に混乱を来すことがないように措置すること。

8 業務実施基準

受託者は、本業務の計画策定及び実施にあたり、以下の実施基準を満たすものとする。

- (1) 案内表示等に使用する文字は、すべてユニバーサルデザインに適合する字体とすること。
- (2) 案内表示等に使用する色は、色覚バリアフリーに配慮した配色とすること
- (3) 庁内平面案内図は、本庁舎のエリアを4分割し、エリアごとに色、テーマを設定し、他の案内物と関連付けができるようにすること。尚、配色については、契約締結後、委託者と協議の上決定するものとする。

- (4) 庁内平面案内図及び市庁舎各階案内図に記載する部署名や会議室名等には、記号・番号等を付属させるものとし、他の案内表示物と関連付けできるようにすること。尚、記号・番号等については、契約締結後、委託者と協議の上決定するものとする。
- (5) 庁内平面図や階数表示等において、現在使用しているフレームを流用する場合は、フレーム等を十分に清掃して使用すること。
- (6) 市役所本庁舎は、村野藤吾により設計されたものであることに鑑み、本業務により設置する庁舎案内図は、本庁舎の外観や内観と調和するものであること。
- (7) 市の組織は、年度ごとに改編される場合があることに鑑み、本事業により掲載する部署名は、一つの部署名毎にメンテナンスが可能な仕様にするなど、市のランニングコストがより安価になるよう配慮したものとすること。
- (8) 本業務において作成したデータについては、PDF データにて委託者に提出すること。また、作成したデータについては、今後宝塚市において使用することを承諾するものとする。
- (9) 作業にあたっては、来庁者、職員及び作業員の安全に十分配慮し行うこと。
- (10) 作業にあたっては、受託者の費用において必要な養生を実施し、施設や備品等を破損しないよう十分に配慮すること。
- (11) 作業終了後は、清掃を行うこと。
- (12) 本業務の履行にあたり知りえた情報については、外部に漏らしてはならない。また、持ち出してはならない。
- (13) その他、業務を進めるにあたって疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。